

## 今後の取組に向けての論点

平成 29 年 2 月 22 日  
中小企業庁 取引課

平成 28 年 12 月に、下請代金法に関する運用基準及び下請振興法に基づく振興基準、下請代金の支払手段に関する通達が改正された。基準の改正を踏まえて産業界において自主行動計画の策定が進められているなかで、政府としても様々な方策で取引条件改善に向けた取組を進める。

取組を進めるにあたっては、以下の項目について重点的に検討を行う。

1. 周知・広報 = 知ってもらう、問題意識を喚起する
  - (1) 発注側、受注側双方の現場レベルまで情報の周知徹底するため、どのような工夫が必要か。
    - 個々の調達担当者、三次、四次など下請事業者の営業担当、等
  - (2) より効果的にするため、どのような広報手法が有効か。
    - 業界団体、支援機関、労働組合、金融機関等への周知、広告、ニュース、等
2. 浸透・徹底 = ルールや仕組みに落とし込む
  - (1) 各社の調達・購買手続きの中で、どのような仕組みが確立されることが効果的か。
    - 法令遵守マニュアル、決裁基準、調達マニュアル、調達システム、等
  - (2) 各社の中のどの階層に対して、どんなアプローチが有効か。
    - 経営層、管理者、担当者、等
3. 結果の確認 = 実際の取引条件が改善される
  - (1) 大企業側  
自主行動計画の策定業種を中心に、下請代金法に基づく書面調査（親事業者約 4 万社）やヒアリングを実施し、手形支払の多用や金型保管の押しつけ、一方的な原価低減要請といった問題に関して、取引条件が改善しているかを確認していく。
  - (2) 中小企業側  
取引調査員によるヒアリング（1,000 件以上）、発注方式等取引条件改善調査、下請代金法に基づく書面調査（毎年約 20 万社）を通じて、実際の改善状況を確認していく。
4. フィードバック = 確認された課題に次の一手を講じる  
上記 3. (1) (2) を突き合わせた結果、
  - ① 個別の問題事案があった場合には、下請法に基づき厳正に対処する。
  - ② 対応が遅れている大企業には、個別に取組を促す。
  - ③ 業界全体として遅れている場合には、その旨を計画策定団体にフィードバックし、取組を改善いただくとともに、必要に応じて計画の改訂についても検討いただく。